

(平成21年7月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年12月まで

昭和44年に国民年金に加入し、数年後、社会保険事務所から国民年金の未納保険料を払うよう2、3回、納付書が送られてきた。その時に過去の未納の国民年金保険料を金融機関で納付した。60年に生年月日の記録誤りによる還付金を受け取ったが、その時点で未納期間は無かったはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料を完納し、昭和59年4月から平成15年9月までの期間は付加保険料も納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳の記録によると、申立人は、申立期間後の昭和45年7月1日以降に、第1回特例納付により36年4月から37年8月までの期間（未納期間）を納付しているとともに、43年4月から45年3月までの期間（申請免除期間）も追納していることが確認できるところ、申立期間について未納のまま、申請免除期間について追納したとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金加入手続を行ってから間もない44年3月には、その時点で過年度納付可能であった42年1月から43年3月までの保険料を一括で過年度納付していることが確認でき、申立人は、国民年金に加入後、未納期間を残さないように納付を行っていた状況がうかがえる。

加えて、申立人が記憶する納付場所である金融機関では、特例納付の保険料を納付することが可能であり、申立内容に明らかに不合理である点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで
③ 昭和46年10月から47年10月まで
④ 昭和48年3月
⑤ 昭和48年10月から49年3月まで

申立期間①の当時、私は住民票を移動しないままA市区町村に出稼ぎに出ていたが、実家の父親が私の国民年金の加入手続を行い、集落内の集金で国民年金保険料を納付していた。申立期間②から⑤の当時は自分で漏れなく納付していたはずであるので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の姉も、申立期間の一部に未納期間がみられる。

また、B市区町村は、「当時の集落内集金についての資料は廃棄されており保険料納付の状況は不明。」と回答していることに加え、申立人は国民年金加入手続及び保険料の納付については直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親も死亡していることから、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和43年4月15日以降と推測されることから、その時点では申立期間の一部は時効により納付できないほか、申立人は「申立期間①後、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。」と回答している。

申立期間②、③及び④については、A市区町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、それぞれの期間は、保険料免除の期間となっていることが確認できる上、申立人は、「勤務していた事業所から給料が支給されず、A市区町村役場で保険料の免除の手続を行ったが、手続を何回行ったかは記憶していない。」と回答していることから、当該期間については申立人自身が保険料免除の手続を行ったものと推認できる。

申立期間⑤については、6か月間と短期間であるとともに、申立人は、昭和43年4月に加入手続を行った後は、申立期間⑤を除き未納期間は無い。

また、申立期間⑤のうち、昭和48年12月から49年3月までの保険料については、A市区町村が保管している国民年金被保険者名簿により納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間①を除いて、厚生年金保険と国民年金の切替手続を切れ間無く行っていることが確認でき、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえることから、申立期間⑤の残余の、昭和48年10月及び同年11月のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から44年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間①については、A市区町村からの通知により国民年金保険料を納める義務があることを知り、自分で加入手続を行って、その後継続して保険料を納付した。申立期間②については、納税組合である自治会が保険料の集金を行っていたので納付した。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日は昭和44年3月29日となっているが、その時点では、申立期間①の大半の期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない上、特例納付もできない時期であるところ、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、B社会保険事務所及びC社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年2月1日以前の期間において申立人の氏名は見当たらず、このほかに申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人も、昭和44年3月29日に交付された国民年金手帳以外には持っていないと供述している。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間①当時の納付方法等、納付状況に係る記憶も明確でないなど、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「納税組合であった自治会が国民年金保険料の集金も行っており、その自治会に保険料を納付した。」としているところ、D市区町村の担当者も、「当時、国民年金保険料の集金を地区の自治会に委託していた。」と供述しており、申立内容に不合理な点はみられない。

さらに、申立期間②の当時、申立人と同時に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間②を含めてすべて納付済みであるほか、同居していたその父親及び妻も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として認めることはできない。また、申立人の申立期間における厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

昭和 40 年 8 月に、厚生年金保険の加入期間が 20 年になるよう厚生年金保険第 4 種被保険者資格を取得し、48 年 3 月まで厚生年金保険料を納付した。その後、17 年 6 月 1 日から 21 年 2 月 16 日まで A 事業所において厚生年金保険（労働者年金保険）に 44 か月加入していた記録が判明したため、この被保険者期間を追加して厚生年金保険を受給していると思っていたが、92 か月納付したはずの第 4 種被保険者期間が 44 か月取り消されており、納得できない。また、取り消された期間に係る厚生年金保険料を返してもらった記憶も無いので、返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社会保険事務所が申立人へ宛て発行した昭和 49 年 4 月 18 日付けの厚生年金保険被保険者期間の回答書及び、社会保険事務所が保管している厚生年金保険第 4 種被保険者原票により、申立人が 40 年 8 月から 48 年 3 月まで厚生年金保険第 4 種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険法（昭和 60 年改正前）第 17 条により、第 4 種被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が 20 年に達したときは、第 4 種被保険者としての資格を喪失することが定められている。申立人は、厚生年金保険第 4 種被保険者として厚生年金保険料を納付し、厚生年金保険被保険者期間が 20 年に達し当該資格を喪失した後に、別の厚生年金保険記号番号で管理された申立人に係る厚生年金保険被保険者期間が判明し、昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 2 月 16 日までの 44 か月の厚生年金保険被保険者期間が追加されている。これにより社会保険事務所が行った申立人に係る第 4 種被保険者期間の資格喪失年月日を 48 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 1 日に訂正した手続は、法令に照らし適正である。

また、申立人は、第4種被保険者資格喪失年月日の訂正に伴って生じる過誤納金（第4種被保険者として既に納付している保険料）について、還付を受けた記憶が無いと主張している。しかし、当該過誤納金の還付の事実を確認できる資料及び周辺事情は無いものの、過誤納金については、第4種被保険者資格喪失年月日の訂正に伴い還付金額が決定後、本人宛に過誤納額還付通知書及び保険料等還付請求書の用紙を送付することによって通知され、本人から還付請求書の提出を受け還付金が支払われることが一般的であることから、当該過誤納金についても、第4種被保険者の資格喪失日訂正に伴い還付がなされたものと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について厚生年金保険第4種被保険者として認めることはできない。

また、申立人が申立期間における厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。